

法学研究科

01 公法学専攻

Public Law

(1) 修士課程

● 目的

公法学専攻は、本学建学の理念に基づき、学部の特設教育を基礎として、公法学に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要な法的能力を養うことを目的とする。

● 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学研究科公法学専攻は、教育の理念に基づいて定めた下記の3つの能力を身につけ、所定の期間在学し、所定の単位を修め、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に対して修了を認定し、学位を授与する。

DP：ディプロマ・ポリシー

	公法学分野の知識の修得とその活用力
(DP1)	公法学分野に関する高度専門的な学識と、幅広い知見を身につけている。また、それらを総合的に活用し、公法学分野における専門家として、実際に直面する状況・課題に対して臨機応変に対応することができ、また、積極的に新たな価値を創造・提案するなどにより、学修した知識・知見を社会に還元していくことができる。
	情報分析、課題設定および問題解決能力
(DP2)	基礎的な知識や先行研究を踏まえ、自ら主体的に課題を設定する力と、さらに高度で専門的な情報を収集・分析して適正に判断・思考しながら、問題解決までの道筋を論理的に展開できる実行力や新たな知見を見出す能力を備えている。
	コミュニケーション能力
(DP3)	論文作成やプレゼンテーションを通じて、自らの考えを論理的かつ明確に伝えると同時に、他者の考えと価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて社会に向けて自らの考えを発信する能力を備えている。

● 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

法学研究科公法学専攻修士課程では、「修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に掲げた3つの能力を養成するための教育課程を提供する。なお、課程を通じた学修成果として提出される、学位論文・課題研究の審査基準を明確にし、そこから得られた評価結果を基に、全学的にコースワーク・リサーチワークの改善を図るなど、不断の改善に努める。

さらに、論文盗用等の研究不正が行われないよう、カリキュラムの全ての要素の中で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

- 1) 講義科目は、専門基礎力および学術研究技術の基礎を涵養し、理論的・実践的基盤を築くために開講する。
- 2) 演習科目は、専門領域・研究課題に応じて修士論文・課題研究の作成上必要とされる指導や議論を繰り返すことにより、緻密な研究指導を行う。
- 3) 指導教員は上記の方針に従い、演習および論文執筆の過程で倫理教育を徹底する。
- 4) 集大成として提出される修士論文を完成させ、それについて、審査および最終試験を実施する。

2. 教育方法

- 1) 講義科目では、基礎的な研究手法や研究能力を体得し、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。
- 2) 演習科目を中心とする、修士論文の作成指導においては、教員と学生の間で「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら実施する。
- 3) それぞれの授業科目を、組織的に履修することにより、専門性を追求しながらも狭量な思考に偏らないよう、指導教員を中心に指導を行う。研究テーマの必要に応じて他専攻の科目履修を勧める。
- 4) 修士論文の審査にあっては、主査1名と副査2名以上で審査委員会を構成し、この委員会において「学位論文審査基準」に則り厳格に審査する。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要とされる専門的な学識、技能、研究能力を身につけていることを詳細に確認する。これらを経て、審査委員会が審査原案を作成し、研究科委員会の審議を経る。
- 5) 研究倫理教育は、研究科・専攻に抛らない一般的な内容についてはeラーニングなどの方法を用いて広く提供し、各専門分野特有の研究倫理については、研究指導を通じて指導することにより補完する。
- 6) 教育内容や教育方法の検証を行い、その結果を改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。
- 7) 修士論文の執筆過程では中間報告の機会を設ける。

3. 評価

法学研究科公法学専攻修士課程では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシーに基づき、入試結果、研究計画書、修了判定資料(修得単位数等)、修士論文を用いて、教育の質保証という観点から、学生の入学時から修了後までの学修成果を評価する。

● 修了の要件

1. 修士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 各年次の履修単位数は原則として1年次は指導教員の演習4単位を含む20単位以上30単位未満とし、2年次は指導教員の演習を含む4単位以上とする。

年次	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教員の演習4単位	22単位以上	30単位以上
2年次	指導教員の演習4単位		

● 学位論文について

〈中間発表・報告会〉

論文提出の所定期限の前に、本研究科教員と在籍の大学院生の参加を要請し、公開方式をもって中間発表会を行うこと。

〈学位論文審査基準〉

1. 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1, 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。

〈論文審査・学識確認〉

審査員は原則として指導教員による主査1名、関連専門の教員による副査2名で構成され、副査には必要に応じて他の専攻、大学、研究所などに所属する専門家を含むことがある。最終試験は、提出された論文を踏まえ、審査員が、口頭試問形式により学識確認を行う。上記審査基準により、主査・副査が点数を付け、その平均点をもって修士論文の評点とする。成績評価は履修科目と同様の基準で付される。

なお、論文作成要領・提出要領と、提出された論文の取扱いについては、21ページ以降を参照すること。

● 履修上の注意

1. 履修科目の選択にあたっては、指導教員の指導を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。
2. 指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位まで履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承諾を得ること。
3. 他専攻修得単位・他研究科修得単位・留学により修得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することができる。
4. 法学部以外の出身者には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目(公法関連科目の中5科目)の特別履修を課すことがある。ただし、関連基礎科目の単位は認定しない。

● 開講科目

科目名称	学習方法	単位数	担当者	DPとの関連性			備考
				DP1	DP2	DP3	
憲法研究 I	講義	4	三宅雄彦	◎			
憲法研究 I -1年-	演習	4	三宅雄彦	○	◎	○	
憲法研究 I -2年-	演習	4	三宅雄彦	○	◎	○	
憲法研究 II	講義	4	奥忠憲	◎			
憲法研究 II -1年-	演習	4	奥忠憲	○	◎	○	
憲法研究 II -2年-	演習	4	奥忠憲	○	◎	○	
行政法研究 I	講義	4	高田実宗	◎			(本年度休講：在外研究)
行政法研究 I -1年-	演習	4	高田実宗	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)
行政法研究 I -2年-	演習	4	高田実宗	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)

科目名称	学習方法	単位数	担当者	DPとの関連性			備 考
				DP1	DP2	DP3	
刑法研究Ⅰ	講義	4	原 口 伸 夫	◎			
刑法研究Ⅰ -1年-	演習	4	原 口 伸 夫	○	◎	○	
刑法研究Ⅰ -2年-	演習	4	原 口 伸 夫	○	◎	○	
刑法研究Ⅲ	講義	4	富 樫 景 子	◎			(本年度休講：在外研究)
刑法研究Ⅲ -1年-	演習	4	富 樫 景 子	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)
刑法研究Ⅲ -2年-	演習	4	富 樫 景 子	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)
刑事訴訟法研究	講義	4	田 中 優 企	◎			(本年度休講)
刑事訴訟法研究 -1年-	演習	4	田 中 優 企	○	◎	○	(本年度休講)
刑事訴訟法研究 -2年-	演習	4	田 中 優 企	○	◎	○	(本年度休講)
国際公法研究	講義	4	王 志 安	◎			(本年度休講：在外研究)
国際公法研究 -1年-	演習	4	王 志 安	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)
国際公法研究 -2年-	演習	4	王 志 安	○	◎	○	(本年度休講：在外研究)
法哲学研究	講義	4	高 橋 洋 城	◎			
法哲学研究 -1年-	演習	4	高 橋 洋 城	○	◎	○	
法哲学研究 -2年-	演習	4	高 橋 洋 城	○	◎	○	
社会保障法研究	講義	4	原 田 啓一郎	◎			
社会保障法研究 -1年-	演習	4	原 田 啓一郎	○	◎	○	
社会保障法研究 -2年-	演習	4	原 田 啓一郎	○	◎	○	

◎：特に重視している ○：重視している

(2) 博士後期課程

● 目的

公法学専攻は、本学建学の理念に基づき、創造性豊かな優れた研究者として自立して公法学に関する研究活動を行い、または高度に専門的な業務を行うために必要な高度の研究能力を養うことを目的とする。

● 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学研究科公法学専攻は、教育の理念に基づいて定められた下記の3つの能力を身につけ、所定の期間在学し、所定の単位を修め、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格した学生に対して修了を認定し、学位を授与する。

なお、博士論文の提出要件については法学研究科で定めた基準によるものとする。

DP：ディプロマ・ポリシー

(DP1)	高度な公法学分野の知識や技能の活用力
	公法学分野に関する高度な学識と、幅広い知見を身につけている。また、それらを総合的に活用し、公法学分野における専門家として、特定の学問領域を中心として、広く社会に向けて積極的に新たな知見や価値を創造・提案するなどにより、学修した知識・知見を社会に還元していくことができる。
(DP2)	情報分析、課題設定および問題解決能力
	自立した研究者として、独創的な観点から課題を設定し、専門的な学識や技能を用いながら継続的な研究遂行と研究結果の蓄積・取れんを行うことができる。また、最先端のツールや手法を駆使し、専門情報を収集するだけでなく、それらの分析によって、今までにない知見を導き出すことのできる高度な判断力を有する。
(DP3)	コミュニケーション能力
	学術論文執筆や学会発表などを通じて、自らの独創的な研究結果や新たな知見を国内外の学界に発信すると同時に、他者の考えと価値観を尊重しつつ、専門的な知見から論理的に意見を述べるなど、主体的に協働することができる。また、研究倫理を踏まえ、適切な方法やツールを用いて自らの研究業績を発信し、自ら導き出した新知見の社会的な活用や定着を模索することができる。

● 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

法学研究科公法学専攻博士後期課程では、「修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に掲げた3つの能力を養成するための教育課程を提供する。

また、課程を通じた研究の成果として提出される、博士論文の審査基準を明確にし、博士論文の評価結果を基に、学位を授与された者がさらなる研究の向上・進展を図ることができるように指導を行う。

さらに、論文盗用等の研究不正が行われないよう、カリキュラムの全ての要素の中で研究倫理に関する意識の醸成を図る。

教育内容、教育方法、評価については下記に定める内容に従う。

1. 教育内容

- 1) 講義科目は、豊かな専門知識と研究能力のさらなる向上を目的として、先行研究の批判的検討、文献講読、実験指導、データ収集指導、論文作成等に関わる教授と指導を行う。
- 2) 研究指導科目は、専門領域・研究課題に応じて博士論文作成上必要とされる指導や議論を繰り返すことにより、緻密な研究指導を行う。
- 3) 指導教員は上記の方針に従い、研究指導および論文執筆の過程で倫理教育を徹底する。

2. 教育方法

- 1) 講義科目では、豊かな専門知識と発展的な研究能力を深化させ、少人数での個別・グループ形式で授業を行う。
- 2) 研究指導では、課題設定の独創性、研究計画の妥当性や実現性について客観的に評価・助言し、学術論文や学会発表の指導を行い、博士論文作成に向けての研究業績を積み上げる。
- 3) 研究指導を中心とする、博士論文の作成指導においては、教員と学生の間で「提出要件」、「学位授与の方針」および「学位論文審査基準」を共有し、密接なコミュニケーションを取りながら実施する。
- 4) 講義科目と研究指導科目は単独のものではなく、有機的な関連をもって各学生の研究活動を支える。
- 5) 博士論文の提出については、指導教員が進捗状況だけでなく、法学研究科公法学専攻で定める「提出要件」を満たしていることを確認する。提出された博士論文の審査にあっては、主査1名と副査2名以上で構成される審査委員により、「学位論文審査基準」に則り厳格な審査がなされる。最終試験においては、「学位授与の方針」に基づき、学位授与に必要なとされる専門的な学識、技能、研究能力、語学力を身につけていることを詳細に確認する。
- 6) 研究倫理教育は、研究科・専攻に抛らない一般的な内容についてはeラーニングなどの方法を用いて広く提供し、各専門分野特有の研究倫理については、研究者として自立して研究を遂行できるよう、研究指導を通じて補完する。
- 7) 教育内容や教育方法の検証を行い、その結果を改善へ積極的に活用し、学生へのフィードバックを行う。

3. 評価

法学研究科公法学専攻博士後期課程では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポ

リシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシーに基づき、学生の入学時から修了後までの成長を視野に入れ、機関レベル(大学院)、教育課程レベル(研究科・専攻)の2段階のレベルで学修成果の評価・測定を行う。

● 修了の要件

1. 博士後期課程に3年以上在学し、かつ、所定の科目(指導教員の講義)について12単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 指導教員の講義と研究指導は、毎年履修すること。

年次	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教員の講義4単位および研究指導	修得単位は任意	12単位以上
2年次	指導教員の講義4単位および研究指導		
3年次	指導教員の講義4単位および研究指導		

● 学位論文について

〈中間発表・公聴会〉

論文事前審査の前に、本研究科教員と在籍の大学院生の参加を要請し、公開方式をもって中間発表会を行うこと。

〈学位論文提出要件〉

1. 所定の時期に仮論題を提出し、受理されていること。
2. 研究科委員会の事前審査において論文の提出が認められていること。

〈事前審査〉

論文提出締め切りの3か月前に、90%程度の完成度をもつもの(コピー5部)を提出し、それに対する主査の積極的な評価意見を添付したうえで、研究科委員会で論文の提出を受理するかどうかを判断すること。

〈学位論文審査基準〉

1. 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する独創的かつ適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1. 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。
5. 外国の法制度を正確に理解できる能力を有していること。

〈論文審査・学識確認〉

審査員は、主査1名、副査2名以上で構成され、副査には必要に応じて他の専攻、大学、研究所などの専門家を含むことがある。上記の基準により、論文審査を実施する。最終試験は、審査員が、提出された論文に基づき、口答または筆答による学識確認を行い、外国語試験は予め申請した1か国語(母語は不可)で実施する。審査結果は、研究科委員会において報告される。

なお、論文提出要領等については、25ページ以降を参照すること。

● 履修上の注意

指導教員が必要と認めた場合は、選択科目として指導教員以外の講義を履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承諾を得ること。

● 開講科目

科目名称	学習方法	単位数	担当者	DPとの関連性			備考
				DP1	DP2	DP3	
憲法特殊研究Ⅰ	講義	4	三宅雄彦	◎	○		
憲法研究指導Ⅰ	研究指導			◎	◎	○	
刑法特殊研究	講義	4	原口伸夫	◎	○		
刑法研究指導	研究指導			◎	◎	○	
刑事訴訟法特殊研究	講義	4	田中優企	◎	○		(本年度休講)
刑事訴訟法研究指導	研究指導			◎	◎	○	
国際公法特殊研究	講義	4	王志安	◎	○		(本年度休講：在外研究)
国際公法研究指導	研究指導			◎	◎	○	

科目名称	学習方法	単位数	担当者	DPとの関連性			備考
				DP1	DP2	DP3	
法哲学特殊研究	講義	4	高橋 洋城	◎	○		
法哲学研究指導	研究指導			◎	◎	○	
社会保障法特殊研究	講義	4	原田 啓一郎	◎	○		
社会保障法研究指導	研究指導			◎	◎	○	

◎：特に重視している ○：重視している